

国立大学法人法施行規則の概要

1 出資の認可の申請（第1条）

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が出資の認可を受けようとするときの申請書及び添付書類の提出について定める。

2 中期計画・年度計画・業務方法書等（第2条～第8条）

（1）中期計画の認可及び変更の認可を受けようとするときの申請書の提出並びに中期計画の記載事項について定める。

（2）業務方法書の記載事項について定める。

（3）年度計画の記載事項及び変更した場合の届出書の記載事項、各事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価を受けようとするときの報告書の提出並びに評価が決定される前に国立大学法人等に意見申立ての機会を付与すること等について定める。

3 財務及び会計（第9条～第21条）

（1）会計の原則、償却資産の取扱い及び財務諸表等について定める。

（2）重要な財産の範囲及びその処分等について認可を受けようとするときの申請書の提出並びに国から出資された土地の譲渡に関する報告書及び添付書類の提出並びに資本金の減資対象額等の通知等について定める。

（3）長期借入金又は債券の償還期間について定める。

（4）償還計画及び短期借入金の認可を受けようとするときの申請書の提出について定める。

（5）剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認を受けようとするときの申請書及び添付書類の提出について定める。

（6）積立金の処分に係る申請書の添付書類について定める。

4 国立大学法人等を国等とみなして準用する省令（第22条・第23条）

（1）健康保険法施行規則等12の法令については、国立大学法人等を国とみなして準用する。

（2）博物館法施行規則については、国立大学法人等を独立行政法人とみなして準用する。

5 経過措置

成立の際の会計処理の特例、土地の譲渡に関する規定の準用及び寄附金の経理について経過措置を定める。

6 施行期日

公布の日

独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令の概要

1 業務方法書・中期計画・年度計画等（第1条～第7条）

- (1) 業務方法書の記載事項について定める。
- (2) 中期計画の認可及び変更の認可を受けようとするときの申請書の提出並びに中期計画の記載事項について定める。
- (3) 年度計画の記載事項及び変更した場合の届出書の記載事項並びに各事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価を受けようとするときの報告書の提出について定める。

2 財務及び会計（第8条～第17条）

- (1) 会計の原則、償却資産の取扱い及び財務諸表等について定める。
- (2) 短期借入金の認可を受けようとするときの申請書の提出について定める。
- (3) 重要な財産の範囲及びその処分等について認可を受けようとするときの申請書の提出並びに国から出資された土地の譲渡に関する報告書及び添付書類の提出並びに資本金の減少対象額等の通知等について定める。
- (4) 積立金の処分に係る申請書の添付書類について定める。

3 経過措置

成立の際の会計処理の特例、土地の譲渡に関する規定の準用及び寄附金の経理について経過措置を定める。

4 施行期日

公布の日

独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令の概要

1 業務方法書・中期計画・年度計画等（第1条～第7条）

- (1) 業務方法書の記載事項について定める。
- (2) 中期計画の認可及び変更の認可を受けようとするときの申請書の提出並びに中期計画の記載事項について定める。
- (3) 年度計画の記載事項及び変更した場合の届出書の記載事項並びに各事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価を受けようとするときの報告書の提出について定める。

2 財務及び会計（第8条～第15条）

- (1) 会計の原則、償却資産の取扱い及び財務諸表等について定める。
- (2) 短期借入金の認可を受けようとするときの申請書の提出について定める。
- (3) 重要な財産の範囲及びその処分等について認可を受けようとするときの申請書の提出について定める。
- (4) 積立金の処分に係る申請書の添付書類について定める。

3 評価に関し必要な事項（第16条・第17条）

- (1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価については、大学等又はその設置者の要請を受けて行うことについて定める。
- (2) 評価が決定される前に、大学等の意見申立ての機会を付与することについて定める。

4 経過措置

成立の際の会計処理の特例及び寄附金の経理について経過措置を定める。

5 施行期日

公布の日

独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の概要

1 業務方法書・中期計画・年度計画等（第1条～第7条）

- (1) 業務方法書の記載事項について定める。
- (2) 中期計画の認可及び変更の認可を受けようとするときの申請書の提出並びに中期計画の記載事項について定める。
- (3) 年度計画の記載事項及び変更した場合の届出書の記載事項並びに各事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価を受けようとするときの報告書の提出について定める。

2 財務及び会計（第8条～第17条、第19条）

- (1) 会計の原則、償却資産の取扱い及び財務諸表等について定める。
- (2) 重要な財産の範囲及びその処分等について認可を受けようとするときの申請書の提出並びに区分経理する場合の勘定区分について定める。
- (3) 長期借入金又は債券の償還期間について定める。
- (4) 償還計画及び短期借入金の認可を受けようとするときの申請書の提出について定める。
- (5) 積立金の処分に係る申請書の添付書類について定める。

3 理事長の任命（第20条）

理事長の任命に当たって文部科学大臣が定める意見を聴取する者について定める。

4 経過措置

業務の特例に係る業務方法書の記載事項、成立の際の会計処理の特例、寄附金の経理及び勘定区分について経過措置を定める。

5 施行期日

公布の日

独立行政法人メディア教育開発センターに関する省令の概要

1 業務方法書・中期計画・年度計画等（第1条～第7条）

- (1) 業務方法書の記載事項について定める。
- (2) 中期計画の認可及び変更の認可を受けようとするときの申請書の提出並びに中期計画の記載事項について定める。
- (3) 年度計画の記載事項及び変更した場合の届出書の記載事項並びに各事業年度及び中期目標期間の業務実績の評価を受けようとするときの報告書の提出について定める。

2 財務及び会計（第8条～第14条、第16条）

- (1) 会計の原則、償却資産の取扱い及び財務諸表等について定める。
- (2) 短期借入金の認可を受けようとするときの申請書の提出について定める。
- (3) 重要な財産の範囲及びその処分等について認可を受けようとするときの申請書の提出について定める。
- (4) 積立金の処分に係る申請書の添付書類について定める。

3 理事長の任命（第15条）

理事長の任命に当たって文部科学大臣が定める意見を聴取する者について定める。

4 経過措置

成立の際の会計処理の特例及び寄附金の経理について経過措置を定める。

5 施行期日

公布の日

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の概要

1 趣旨

国立大学及び国立大学に附属して設置される学校（以下「国立大学等」という。）の授業料、入学料、検定料及び寄宿料については、その設定にあたり、教育の機会均等の確保等の観点から適正な水準を確保する必要があること等に鑑み、国立大学法人法第22条第4項の規定に基づき、必要な事項について文部科学省令で定める。

2 内容の概要

国立大学等（義務教育諸学校を除く。）の授業料の年額、入学料、検定料の標準とする額（以下「標準額」という。）を定めること及び盲・聾・養護学校の幼稚部の検定料は徴収しないものとする。（第2条関係）

義務教育諸学校の入学料は徴収しないものとする及びその検定料の標準額を定めること。（第3条関係）

二段階選抜等に係る検定料の標準額を定めること。（第4条）

授業料等の徴収方法について、学期等の期間に区分して行うことを原則とする事等を定めること。（第5～8条関係）

寄宿料の標準額を定めること及びその徴収は毎月その月分について行うことを原則とする事。（第9条関係）

授業料の年額、入学料、検定料及び寄宿料の月額を定める場合において、特別の事情がある場合には、上限（標準額の110%）を超えない範囲内でこれらを定めることができるものとする。（第10条関係）

経済的困窮者等に対し、授業料、入学料又は寄宿料の免除又は徴収の猶予等経済的負担の軽減のための措置を講ずるものとする。（第11条関係）

大学、大学院又は専修学校に在学する者のうち学生又は生徒以外の者に係る費用及びこの省令に規定する費用以外の費用に関しては、国立大学法人が定めるものとする。（第12条関係）

必要な経過措置を設けること。（附則関係）

3 施行日

この省令は、公布の日から施行する（平成16年3月31日公布）。

国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令の概要

1 趣旨

国立高等専門学校の授業料、入学料、検定料及び寄宿料については、その設定にあたり、教育の機会均等の確保等の観点から適正な水準を確保する必要があること等に鑑み、独立行政法人国立高等専門学校機構法第12条第3項の規定に基づき、必要な事項について文部科学省令で定める。

2 内容の概要

国立高等専門学校の授業料の年額、入学料、検定料の標準とする額（以下「標準額」という。）を定めること。（第2条関係）

授業料等の徴収方法について、学期等の期間に区分して行うことを原則とすること等を定めること。（第3～6条関係）

寄宿料の標準額を定めること及びその徴収は毎月その月分について行うことを原則とすること。（第7条関係）

授業料の年額、入学料、検定料及び寄宿料の月額を定める場合において、特別の事情がある場合には、上限（標準額の110%）を超えない範囲内でこれらを定めることができるものとする。（第8条関係）

経済的困窮者等に対し、授業料、入学料又は寄宿料の免除又は徴収の猶予等経済的負担の軽減のための措置を講ずるものとする。（第9条関係）

国立高等専門学校に在学する者のうち学生以外の者に係る費用及びこの省令に規定する費用以外の費用に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めるものとする。（第10条関係）

必要な経過措置を設けること。（附則関係）

3 施行日

この省令は、公布の日から施行する（平成16年3月31日公布）。